高松市地域行政組織再編計画

平成２７年２月

高　　松　　市

目　次

１　地域行政組織再編計画の策定の目的　・・・・・・・・・・・　１ページ

２　総合センター（仮称）等の所掌事務

（１）総合センター（仮称）の所掌事務　・・・・・・・・・・・　１ページ

（２）地区センター（仮称）の所掌事務　・・・・・・・・・・・　３ページ

（３）総合センター（仮称）等の固有の事務　・・・・・・・・・　３ページ

（４）総合センター（仮称）の所掌事務の事務量見込み　・・・　３ページ

３　総合センター（仮称）等の組織・職員体制

（１）総合センター（仮称）等の組織の基本的な考え方　・・・　４ページ

（２）総合センター（仮称）の職員体制の基本的な考え方　・・　５ページ

（３）地区センター（仮称）の職員体制の基本的な考え方　・・　６ページ

４　総合センター（仮称）等の設置数及び設置位置　・・・・　７ページ

５　今後の地域行政組織再編のスケジュール　・・・・・・・・・　１０ページ

６　最後に　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０ページ

７　付属資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２ページ

１　地域行政組織再編計画の策定の目的

本市では、平成１７年度の近隣６町との合併により、市域や人口の増加とともに豊かな地域資源を有することとなりました。

しかしながら、我が国がこれまで経験したことのない人口減少社会、超高齢社会が現実のものとなる中で、本市を取り巻く環境も大きく変化することが予想されており、このような環境変化に対応し、本市の持続的な発展を可能とし、今後とも市民に適切な公共サービスを提供するためには、これまでの拡大基調から転換し、コンパクトで持続可能な都市づくりが求められています。

合併時の所管区域をそのまま継承している支所を始めとした、市民の身近な行政機関である地域行政組織においても、今後の本市の一体的なまちづくりを進めていく上で、全市域的な視野に立って、社会経済環境の変化を踏まえた行政サービスの提供のあり方の検討を進めています。

具体的には、市役所が取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている現行の体制を見直し、市民により近いところで、幅広い行政サービスが提供できるよう、本庁に集約されている機能を、ある程度、地域行政組織へと分散させることが必要です。

その一方で、限りある行財政資源を有効活用し、効率的な組織を目指す必要があることから、組織の効率性も確保しつつ、地域の実情に適応したサービス提供を可能とするため、現状の「本庁－支所・出張所」の二層構造組織を再編し、「本庁－総合センター（仮称）－地区センター（仮称）」の三層構造への移行を目指すこととしました。

この総合センター（仮称）は、本庁機能の分散の受け皿となるもので、地域包括支援センターや保健センターの出先機関とも連携することにより、超高齢社会の到来や行政ニーズの多様化に対応し、本庁に行かなくても、より身近な場所で、どの総合センターにおいても同様に、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを中心に、これまでの支所・出張所よりも幅広いサービスを提供しようとするものです。

また、各総合センター（仮称）は、所管区域内の地区センター（仮称）を統括し、各地区センター（仮称）には、総合センター（仮称）から職員を派遣することにより、業務量に応じた効率的な組織を目指すこととします。

本計画では、この三層構造への移行に当たって、総合センター（仮称）・地区センター（仮称）の具体的な取扱い業務や組織・職員体制、また設置位置等をお示しするものです。

２　総合センター（仮称）等の所掌事務

（１）総合センター（仮称）の所掌事務

ア　総合センター（仮称）の所掌事務の基本的な考え方

総合センター（仮称）では、従来各支所で取り扱っていた各種行政窓口サー

ビスに加え、下記のような、利用ニーズが高く、地域住民の福祉や利便性の向上につながる行政サービスを新たに取り扱うとともに、所管区域内の地区センター（仮称）を統括します。

なお、本庁も、都心地域を所管する総合センター（仮称）として位置付けます。

イ　総合センター（仮称）で新たに取り扱う事務

〔ライフサイクルイベント〕

・結婚・妊娠・出産、引越しなど、ライフサイクルイベントに係る手続きは、原則としてすべて総合センター（仮称）で取り扱うこととします。

〔福祉サービスや相談業務の充実〕

・各種の福祉サービスや相談業務の充実を図るとともに、地域包括支援センターや保健センターとの窓口の一元化を図り、高齢者を始めとした地域の総合的な相談窓口として位置付けます。

〔市政情報の発信〕

・市政やまちづくりに関する情報の収集・提供を図り、地域の市政情報センターとして位置付けます。

〔市民協働〕

・各コミュニティ協議会と連携し、市と地域住民との協働を積極的に進めるとともに、地域みずからのまちづくりを支援します。

〔施設維持管理〕

・地域の道路・公共施設等について、総合センター（仮称）において簡易な修繕や現地調査を実施し、本課や関係機関と連携して迅速な対応を図ります。

〔その他〕

・その他にも、利用ニーズの高いサービスについて提供を検討し、地域住民の利便性の向上を図ります。

≪総合センター（仮称）で新たに取り扱う主な事務の具体例≫

移　管　業　務　名	分　　類
地域コミュニティ協議会や自治会等への支援	市民協働
市民からの相談受付（市政相談・一般相談等）	相　談
市政に関する要望等の受付	その他
道路や公園等の修繕に関する問合せ・応急対応	施設維持管理
地域の公共施設の管理（一部）	施設維持管理
高齢者の運転免許証返納に係るIruCa・ICOCAカードの交付	その他
災害時緊急物資の管理	その他
有害鳥獣捕獲の許可申請・発生に伴う応急対応	その他
漁港・港湾施設の管理	施設維持管理
市営墓地の新規募集	ライフサイクルイベント

移　管　業　務　名	分　　類
小・中学校の新入学・転入学の問合せ	ライフサイクルイベント
農地基本台帳の閲覧	その他
車イスやＡＥＤ等の貸し出し	福祉サービス

その他、これまで支所で既に取り扱っていた事務についても、受付だけを取り扱っていた高齢者のタクシー助成券を即時交付するなど、業務の拡充を図ります。

（２）地区センター（仮称）の所掌事務

地区センター（仮称）は、現在の出張所と同様の各種行政窓口サービスを担当します。

ただし、支所から地区センター（仮称）に移行するケースについては、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続します。

（３）総合センター（仮称）等の固有の事務

これまでの経緯を踏まえ、各支所で実施している固有の業務については、原則として引き続き各総合センター（仮称）・地区センター（仮称）で実施することとします。

また、現在本庁で行っている事務についても、各地域の固有事務については、原則として総合センター（仮称）に移行することにより業務の効率化を進めます。

≪総合センター（仮称）・地区センター（仮称）の主な固有事務≫

業　務　名	現在所管している部署
塩江ケーブルテレビ（管理運営業務）	塩江支所
簡易郵便局事務	塩江支所（上西事務所）
枚方市との地域間交流事業	塩江支所
香川町グリーンセンター貸館受付事務	香川支所
国分寺会館・新居・福家会館貸館受付事務	国分寺支所
火葬施設使用受付事務（牟礼斎場）	牟礼支所
火葬施設使用受付事務（庵治斎場）	庵治支所
香南ふれあい館貸館受付事務	香南支所

（４）総合センター（仮称）の所掌事務の事務量見込み

総合センター（仮称）においては、利用ニーズが高く、地域住民の福祉や利便性の向上につながる行政サービスを新たに取り扱うこととしますが、総合センター（仮称）が所管する事務量の見込みは、新規・拡充事務の取扱件数等を考慮し算定すれば次表のとおりであり、所要時間ベースで従来より３３．８％増、業務数ベースで３８．１％増となっています。

≪総合センター（仮称）の標準的な事務量の見込み≫

項　目	支　　所 （再編前）	総合センター （再編後）	増加率
所要時間数（時間）	89,484	119,752	33.8%
業　務　数	173	239	38.1%

※総合センター（仮称）の事務量の算出に当たり、従来、本庁のみ取り扱っていた事務が新たに総合センター（仮称）へ移管となる場合の、再編後の総合センター（仮称）での取扱割合については、年間総取扱件数の３割と想定しています（「高松市地域行政組織再編計画基本構想」５ページの「支所・出張所における主な証明交付件数」の表の本庁と支所・出張所受付数の比から算出）。

３　総合センター（仮称）等の組織・職員体制

（１）総合センター（仮称）等の組織の基本的な考え方

総合センター（仮称）・地区センター（仮称）については、これまでの支所・出張所と同様に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第１項の規定による、市長の権限に属する事務を分掌させるための支所・出張所として位置付けます。

また、組織的には、これまでの支所・出張所と同様に、すべての総合センター（仮称）・地区センター（仮称）を、本庁における総合センター（仮称）所管課の所管とします。

各総合センター（仮称）には、課長級職員として所長（仮称）を置くほか、所長補佐（仮称）を置くことができるものとします。

業務の移管に伴って決裁権限が必要なものについては、権限を移管するほか、業務の移管に伴い必要な予算を確保することとします。

また、各総合センター（仮称）に、管理係・業務第１係・業務第２係を置くものとします。

地区センター（仮称）の職員については、すべて、その区域を所管する総合センター（仮称）の所属とします。

（２）総合センター（仮称）の職員体制の基本的な考え方

総合センター（仮称）の分掌事務については、現行の支所で取り扱っている事務に加え、利用ニーズが高く、地域住民の福祉や利便性の向上につながる行政サービスの提供を中心に事務を移管することとしており、前述のとおり、現在の支所と比べると、事務量が３３％程度増加すると想定されます。現行の支所の平均職員数（１６人）に、この総合センター（仮称）に伴い、新たに移管する業務量の増を掛けますと、１６人×１．３３≒２１．３人（２１人）となることから、この２１人を、総合センター（仮称）の基本的人員と考えます。

この基本的人員を、移管事務の係毎の事務量等を勘案し、総合センター（仮称）の組織体制の見直し案にあてはめると、下図のとおりとなります。

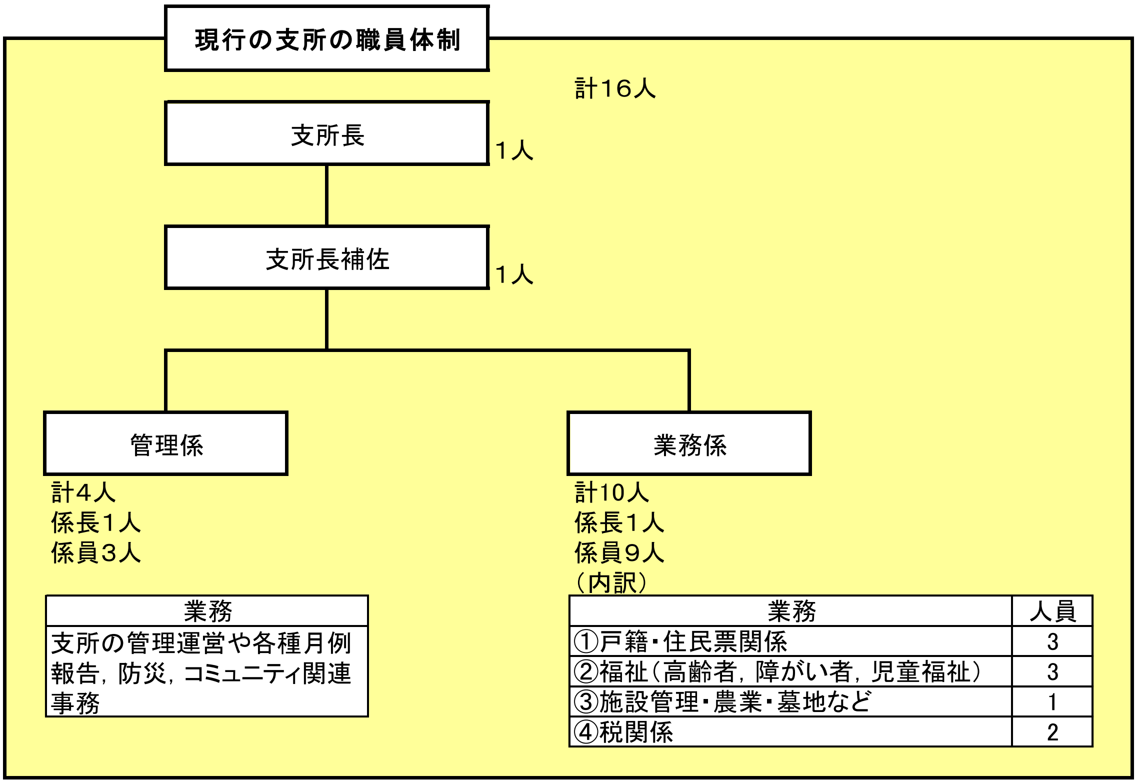

業務
支所の管理運営や各種月例報告，防災，コミュニティ関連事務

業務	人員
①戸籍・住民票関係	3
②福祉（高齢者，障がい者，児童福祉）	3
③施設管理・農業・墓地など	1
④税関係	2

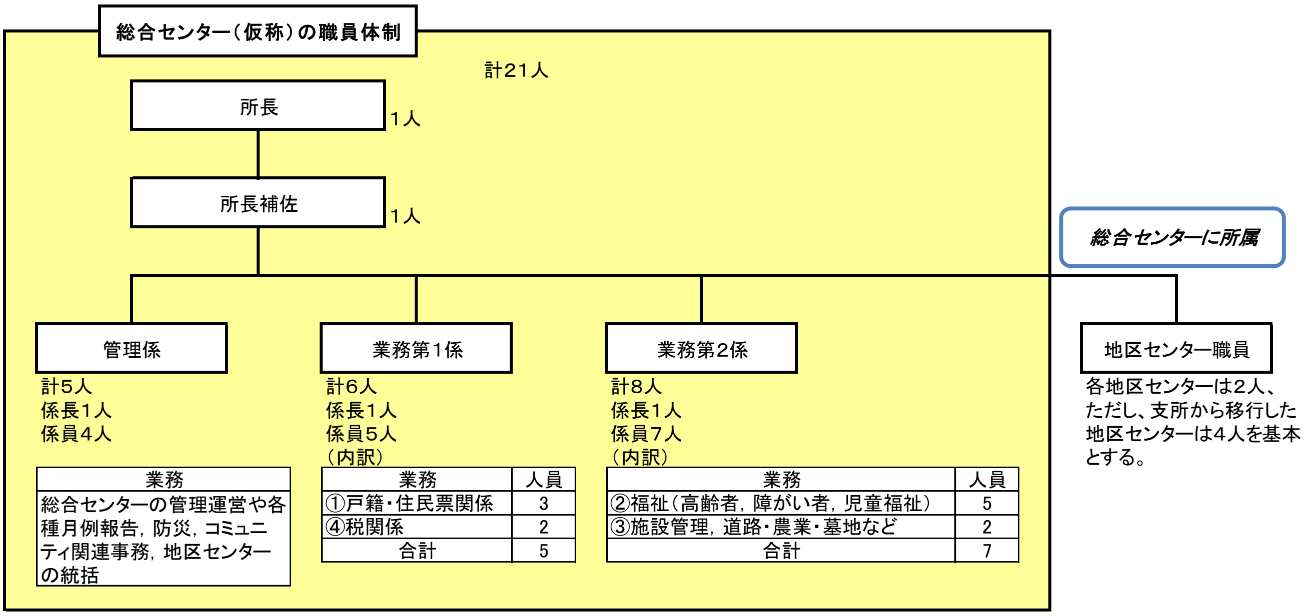

また、総合センター（仮称）によっては、所管区域人口の規模や統括する地区センター（仮称）の数に違いがあるため、各総合センター（仮称）を次のＡ・Ｂの２タイプに区分し、人口規模によって人員を加配することとします。

・Ａタイプ　大規模な総合センター（仮称）（人口１０万人規模・６地区センター（仮称））　基本的人員２１人＋加配２人＝２３人

・Ｂタイプ　小規模な総合センター（仮称）（人口 10 万人未満規模・２～３地区センター（仮称））　基本的人員２１人＋加配０人＝２１人

（３）地区センター（仮称）の職員体制の基本的な考え方

出張所から地区センター（仮称）に移行するケースについては、常駐職員をそれぞれ２名置くことを基本的な考え方としますが、窓口取扱件数が多いなど、職員数の減少により住民サービスの低下を招くおそれがあると認められる地区センター（仮称）については、当分の間は、必要となる職員数を配置することとします。

支所から地区センター（仮称）に移行するケースについては、現在の該当支所の職員数が平均１４名であることを勘案し、職員数の激減による住民サービスの低下を防ぐため、常駐職員をそれぞれ４名置くことを基本的な考え方としますが、当分の間は、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続するため、必要となる職員数を配置することとします。

また、塩江地域については、塩江、上西連絡事務所に各２名ずつ配置することとします。

なお、常駐職員の不在時や業務繁忙時には総合センター（仮称）から職員を派遣することとします。

以上のことから、基本的人員をまとめると、各総合センター（仮称）等に配置される職員数については、次表のとおりです。

≪総合センター（仮称）等の職員数≫

<table>
<tr><th colspan="5">再編後職員数</th></tr>
<tr><td rowspan="7">総合センター(仮称)〔6箇所：本庁を含めると７箇所〕</td><td>都　心</td><td>１人</td><td rowspan="7">１２９人</td><td rowspan="8">計　１８３人</td></tr>
<tr><td>中　部</td><td>２３人</td></tr>
<tr><td>東部北</td><td>２１人</td></tr>
<tr><td>東部南</td><td>２１人</td></tr>
<tr><td>西部北</td><td>２１人</td></tr>
<tr><td>西部南</td><td>２１人</td></tr>
<tr><td>南　部</td><td>２１人</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区センター（仮称）　〔２２箇所〕</td><td>５４人</td></tr>
<tr><th colspan="5">〔参考〕現行職員数</th></tr>
<tr><td colspan="3">支　所　〔　７箇所〕</td><td>１０８人</td><td rowspan="2">計　１８３人</td></tr>
<tr><td colspan="3">出張所　〔２１箇所〕</td><td>７５人</td></tr>
</table>

※非常勤嘱託・再任用職員を含む

４　総合センター（仮称）等の設置数及び設置位置

総合センター（仮称）の設置数・設置位置を検討するに当たり、第５次高松市総合計画における地域別計画区域や人口・面積等を総合的に勘案し、市域を７つの区域に分け、それぞれの区域ごとに１箇所設置することとします。

また、その設置位置については、既存の支所・出張所施設を有効活用することを基本とし、組織再編に対応できる施設規模や、市民の利便性等を考慮して定めるものです。

なお、総合センター（仮称）の所管区域は、総合センター（仮称）が統括する地区センター（仮称）の所管範囲を定めるための区域であって、総合センター（仮称）のサービスの対象区域を定めるものではないことから、総合センター（仮称）で提供するサービスは、基本的には、その所管区域に限定せず、全市民をサービス対象とします。

総合センター（仮称）等の設置の考え方については、次のとおりです。

都心地域については、本庁を総合センター（仮称）として位置付け、女木・男木・木太出張所を地区センター（仮称）とします。

この３つの地区センター（仮称）の職員は、本庁における総合センター（仮称）所管課に所属することとします。

中部地域については、総合センター（仮称）に移行できる規模の既存施設がないため、中部総合センター（仮称）の新設を検討します。

設置位置については、仏生山地区内の香川県農業試験場跡地北側エリアを想定することとし、北側エリアに整備される予定の地域交流センター（仮称）との整合性

を図ることとし、鶴尾・太田・林・三谷・一宮・多肥出張所を地区センター（仮称）とします。
６つの地区センター（仮称）の職員は、中部総合センター（仮称）の所属とします。

東部北地域については、既存施設の有効活用を図る観点から、総合センター（仮称）の規模、所管区域内の公共交通網や道路状況も勘案し、現在、地域包括支援センター・保健センターの出先機関を併設している、牟礼支所を東部北総合センター（仮称）とし、庵治支所、古高松・屋島出張所を地区センター（仮称）とします。
３つの地区センター（仮称）の職員は、東部北総合センター（仮称）の所属とします。
また、庵治支所については、地区センター移行に伴い、人員体制が縮小するため、災害時の体制について、別途構築を検討します。

東部南地域については、総合センター（仮称）の規模、所管区域内の公共交通網や道路状況も勘案し、現在の山田支所周辺において東部南総合センター（仮称）を整備することとしますが、既存施設で対応することは困難なため、山田支所周辺の市有地での整備を検討することとし、前田・川添出張所を地区センター（仮称）とします。
２つの地区センター（仮称）の職員は、東部南総合センター（仮称）の所属とします。

西部北地域については、総合センター（仮称）に移行できる規模の既存の地域行政組織がありませんが、所管区域内の公共交通網、道路状況等を勘案し、既存の公共施設の活用の観点から、香西地区内の「ふれあい福祉センター勝賀」を西部北総合センター（仮称）として活用することとし、弦打・鬼無・下笠居出張所を地区センター（仮称）とします。
３つの地区センター（仮称）の職員は、西部北総合センター（仮称）の所属とします。

西部南地域については、既存施設の有効活用を図る観点から、総合センター（仮称）の規模、所管区域内の公共交通網や道路状況も勘案し、現在の国分寺支所を西部南総合センター（仮称）とし、川岡・円座・檀紙出張所を地区センター（仮称）とします。
３つの地区センター（仮称）の職員は、西部南総合センター（仮称）の所属とします。

南部地域については、既存施設の有効活用を図る観点から、総合センター（仮称）の規模、所管区域内の公共交通網や道路状況も勘案し、現在の香川支所を南部総合センター（仮称）とし、塩江・香南支所を地区センター（仮称）とします。
２つの地区センター（仮称）の職員は、南部総合センター（仮称）の所属とします。
また、塩江支所・香南支所については、地区センター移行に伴い、人員体制が縮小するため、災害時の体制について、別途構築を検討します。

≪総合センター（仮称）の設置位置≫

総合センター（仮称）で提供するサービスは、原則として、全市域の住民を対象としており、本庁や、どの総合センター（仮称）でも同様のサービスが受けられます。

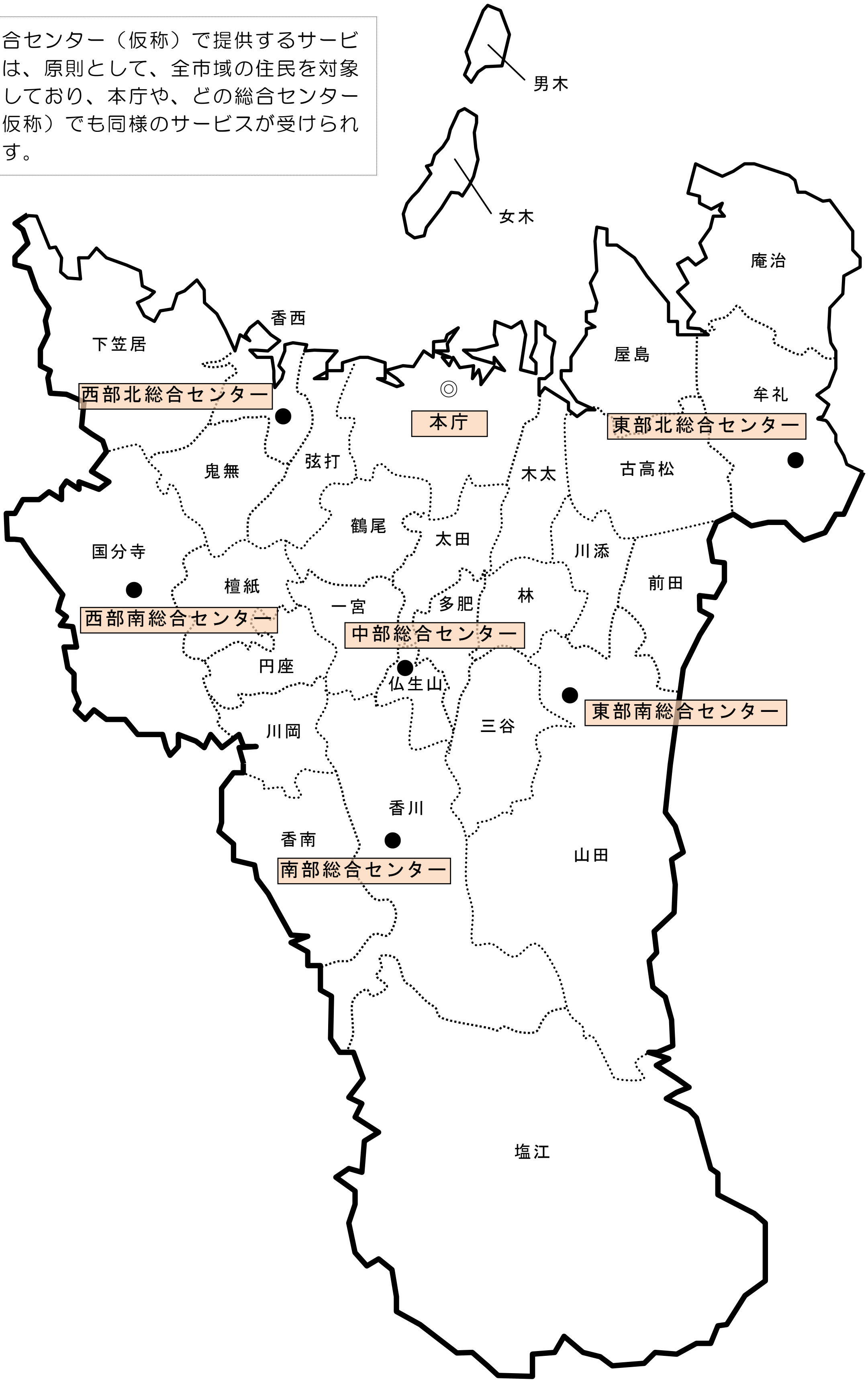

５　今後の地域行政組織再編のスケジュール

地域行政組織については、基本構想を踏まえ、平成２８年度に三層構造へ再編することとします。

このうち、総合センター（仮称）については、東部北、西部北、西部南、南部地域は２８年度に設置し、東部南地域は２８年度に現行の山田支所を総合センターに改称するとともに、支所周辺の市有地において総合センター機能を持った施設整備を進め、施設整備後に移転することとします。中部地域は、香川県農業試験場跡地北側エリアに整備される予定の地域交流センター（仮称）の整備に伴い設置することとします。

また、地区センター（仮称）については、２８年度にすべて移行することとします。

年　　度		26	27	28	29	30 以降
総合センター（仮称）	都　心	⇒ 移行準備	⇒ 移行準備	⇒ **移行**		
	中　部		⇒ 整備等	⇒ 整備等	⇒ 整備等	⇒ **移行**
	東部北	⇒ 移行準備	⇒ 改修等	⇒ **移行**		
	東部南		⇒ 整備等	⇒ 整備等	⇒ 整備等	⇒ **移行**
	西部北	⇒ 移行準備	⇒ 改修等	⇒ **移行**		
	西部南	⇒ 移行準備	⇒ 改修等	⇒ **移行**		
	南　部	⇒ 移行準備	⇒ 改修等	⇒ **移行**		
地区センター（仮称）		⇒ 移行準備	⇒ 改修等	⇒ **移行**		

※中部・東部南地域所管の地区センター（仮称）職員の所属は、総合センター（仮称）が整備されるまでの間、本庁の総合センター（仮称）所管課あるいは他の総合センター（仮称）の所属とします。

６　最後に

この地域行政組織の再編は、超高齢社会の到来や行政ニーズの多様化に対応し、本庁に行かなくても、より身近な場所で、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを提供しようとするものです。

このため、再編に合わせて、総合センター（仮称）では、きめ細やかな相談も含め、地域住民のニーズに、より総合的に対応するため、地域包括支援センター・保健センター出先機関の窓口機能との一元化を図ることとしており、地域包括支援センター・保健センター出先機関の段階的な統合整備を進めてまいります。

再編後においては、市政の情報発信基地としての機能を充実させるとともに、地

域における市民協働の推進にも努めてまいります。
今後については、地域行政組織の再編の推進を図るとともに、次のような課題についても、併せて検討を進めることとしています。

（１）ＩＣＴ（情報通信技術）や民間を活用した行政サービス提供方法の見直し

地区センター（仮称）で提供する行政サービスのうち、納付サービスや、住民票等各種証明書の発行サービスについては、コンビニエンスストアなど、地域行政組織より更に住民に身近な場での行政サービスの提供について検討を進めます。
また、その他の地区センター（仮称）業務については、地域行政組織の再編後、コミュニティ協議会への段階的な委託を検討します。

（２）総合センター（仮称）にふさわしい職員の配置・育成

総合センター（仮称）では、１人の職員が複数の業務を担当することになることから、幅広い知識や専門的な技術等の習得が求められます。これら知識等の習得には相当な時間を要することが考えられるため、地域行政組織の再編を見越して、あらかじめ人材の育成を図る必要があります。
これらの知識については、本市の職員として本来ぜひ必要なものであることから、総合センター（仮称）配置職員については、あらかじめ公募制人事異動の対象とすることにより、希望職員を募集するとともに、人事異動に係るジョブ・ローテーションの活性化や、実務研修を含めた計画的な研修を実施し、行政窓口サービス全般についての総合的知識を持ち、地域住民のニーズに適切に対応できる、地域の行政サービスの拠点である総合センター（仮称）にふさわしい職員の育成に努めます。
また、地域の実情に通じた地元職員の配置や、市政全般に通じた再任用・再雇用職員の配置についても配慮するとともに、各総合センター（仮称）所管区域の協働推進員・災害時指定職員の配置に努めます。

７　付属資料

（１）地域行政組織で取り扱う主なサービス

a）地区センター（仮称）で取り扱う主なサービス

【現在の出張所と同様のサービスを継続して提供】

※支所から地区センター（仮称）へ移行するケースについては、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続して提供

業務分野	業　務　名
ライフサイクルイベント	・出生届、婚姻届、死亡届の受付 ・住民異動（転入届・転出届・転居届）の受付 ・住民票・戸籍・印鑑登録等の証明書の発行
市税の納付等	・市税・国民健康保険料・介護保険料の納付 ・税関係証明書（所得証明・納税証明・固定資産証明等）の発行
福祉サービス	・災害時要援護者の登録受付 ・国民健康保険の資格異動（転入・転出・転居）による届出の受付 ・障がい者医療費支給申請の受付 ・高齢者紙おむつ給付・介護見舞金の申請受付 ・介護認定の申請受付 ・児童手当現況届の申請受付 ・乳幼児医療支給申請の受付

b）総合センター（仮称）で取り扱う主なサービス

【『地区センター（仮称）で取り扱うサービス』に加え、①従来、支所で提供していたサービス、②新たに提供するサービスを担当】

①従来、支所で提供していたサービス

業務分野	業　務　名
ライフサイクルイベント	・住民基本台帳カード交付の申請受付
福祉サービス	・身体障害者手帳・療育手帳の交付申請の受付 ・身体障害者福祉タクシー助成券の交付 ・児童扶養手当の申請受付、現況届の申請受付
そ　の　他	・原付バイクの標識（ナンバー）の交付 ・自動車臨時運行許可 ・飼い犬の登録申請の受付

②新たに提供するサービス ― 本庁の方が利便性が良い場合は本庁で利用可能

業務分野	業　務　名
相　　談	・市民からの相談受付（市政相談・一般相談等） （福祉、税など窓口サービスに関する総合的な知識を持つ職員を配置し、市民からの様々な問い合わせ等に対応）
市民協働	・地域コミュニティ協議会や自治会等への支援
施設維持管理	・道路や公園等の修繕に関する問合せ・応急対応 ・地域の公共施設の管理（一部） ・漁港・港湾施設の管理
ライフサイクルイベント	・市営墓地の新規募集 ・小・中学校区の指定変更の受付
福祉サービス	・車イスやＡＥＤ等の貸し出し
そ　の　他	・高齢者の運転免許証返納に係る IruCa・ICOCA カードの交付 ・災害時緊急物資の管理 ・有害鳥獣捕獲の許可申請・発生に伴う応急対応 ・農地基本台帳の閲覧

（２）地域別人口・面積等の状況（総合センター（仮称）設置位置等の検討時資料）

地域名		人　口			高齢者人口			面　積
		H18.4.1	H25.4.1	増減率	H18.4.1（高齢化率）	H25.4.1（高齢化率）	増減率	
都心地域	本　庁	75,843人	74,470人	-1.81%	17,827人（23.51%）	19,570人（26.28%）	9.78%	11.36km²
	女　木	232人	184人	-20.69%	124人（53.45%）	117人（63.59%）	-5.65%	2.74km²
	男　木	236人	183人	-22.46%	136人（57.63%）	123人（67.21%）	-9.56%	1.34km²
	木　太	31,457人	31,885人	1.36%	4,530人（14.40%）	5,919人（18.56%）	30.66%	5.82km²
	計	107,768人	106,722人	-0.97%	22,617人（20.99%）	25,729人（24.11%）	13.76%	21.26km²
中部地域	鶴　尾	13,155人	12,168人	-7.50%	3,253人（24.73%）	3,716人（30.54%）	14.23%	8.79km²
	太　田	35,228人	36,369人	3.24%	5,103人（14.49%）	6,273人（17.25%）	22.93%	6.02km²
	林	7,542人	11,294人	49.75%	1,490人（19.76%）	1,862人（16.49%）	24.97%	5.80km²
	三　谷	3,368人	4,243人	25.98%	865人（25.68%）	1,003人（23.64%）	15.95%	8.64km²
	仏生山	8,149人	7,995人	-1.89%	1,997人（24.51%）	2,222人（27.79%）	11.27%	2.79km²
	一　宮	15,908人	15,747人	-1.01%	3,474人（21.84%）	4,185人（26.58%）	20.47%	6.90km²
	多　肥	10,444人	12,786人	22.42%	1,816人（17.39%）	2,321人（18.15%）	27.81%	4.04km²
	計	93,794人	100,602人	7.26%	17,998人（19.19%）	21,582人（21.45%）	19.91%	42.98km²

地域名		人　口			高齢者人口			面　積
		H18.4.1	H25.4.1	増減率	H18.4.1（高齢化率）	H25.4.1（高齢化率）	増減率	
東部北地域	牟　礼	18,368人	18,101人	-1.45%	3,624人（19.73%）	4,612人（25.48%）	27.26%	16.48km²
	庵　治	6,387人	5,695人	-10.83%	1,842人（28.84%）	1,932人（33.92%）	4.89%	15.83km²
	古高松	20,685人	21,348人	3.21%	4,144人（20.03%）	5,333人（24.98%）	28.69%	12.83km²
	屋　島	22,827人	20,949人	-8.23%	3,335人（14.61%）	4,223人（20.16%）	26.63%	10.45km²
	計	68,267人	66,093人	-3.18%	12,945人（18.96%）	16,100人（24.36%）	24.37%	55.59km²
東部南地域	山　田	23,332人	22,883人	-1.92%	4,528人（19.41%）	5,418人（23.68%）	19.66%	40.86km²
	前　田	4,933人	4,539人	-7.99%	1,247人（25.28%）	1,430人（31.50%）	14.68%	6.11km²
	川　添	9,494人	9,528人	0.36%	2,180人（22.96%）	2,672人（28.04%）	22.57%	4.51km²
	計	37,759人	36,950人	-2.14%	7,955人（21.07%）	9,520人（25.76%）	19.67%	51.48km²
西部北地域	香　西	10,869人	10,744人	-1.15%	2,175人（20.01%）	2,639人（24.56%）	21.33%	4.34km²
	弦　打	10,381人	10,502人	1.17%	1,961人（18.89%）	2,358人（22.45%）	20.24%	7.05km²
	鬼　無	5,948人	5,947人	-0.02%	1,348人（22.66%）	1,608人（27.04%）	19.29%	6.98km²
	下笠居	6,711人	6,108人	-8.99%	1,667人（24.84%）	1,802人（29.50%）	8.10%	18.92km²
	計	33,909人	33,301人	-1.79%	7,151人（21.09%）	8,407人（25.25%）	17.56%	37.29km²
西部南地域	国分寺	24,987人	25,053人	0.26%	4,163人（16.66%）	5,421人（21.64%）	30.22%	26.25km²
	川　岡	4,469人	4,568人	2.22%	1,123人（25.13%）	1,230人（26.93%）	9.53%	5.52km²
	円　座	9,882人	10,518人	6.44%	1,765人（17.86%）	2,183人（20.75%）	23.68%	5.01km²
	檀　紙	7,098人	7,803人	9.93%	1,575人（22.19%）	1,909人（24.46%）	21.21%	7.64km²
	計	46,436人	47,942人	3.24%	8,626人（18.58%）	10,743人（22.41%）	24.54%	44.42km²
南部地域	塩　江	3,486人	3,026人	-13.20%	1,314人（37.69%）	1,229人（40.61%）	-6.47%	80.10km²
	香　川	25,105人	24,324人	-3.11%	4,735人（18.86%）	6,339人（26.06%）	33.88%	27.33km²
	香　南	7,996人	7,747人	-3.11%	1,693人（21.17%）	1,983人（25.60%）	17.13%	14.72km²
	計	36,587人	35,097人	-4.07%	7,742人（21.16%）	9,551人（27.21%）	23.37%	122.15km²

（３）地域行政組織の現状（Ｈ２６.4.1 現在）

	名　称	建設年	構　造	建物延床面積（事務室面積）	敷地面積	職員数 正規	職員数 非正規	駐車台数
（都心地域）	女木出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S55	鉄骨造 2階建	400.92 ㎡ (15.96 ㎡)	712.56 ㎡	1人	2人	―
	男木出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S56	鉄骨造 2階建	400.66 ㎡ (15.90 ㎡)	327.30 ㎡	1人	2人	―
	木太出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S54	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	450.71 ㎡ (18.84 ㎡)	1,697.70 ㎡	2人	2人	29台
（中部地域）	鶴尾出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S53	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	578.08 ㎡ (43.11 ㎡)	1,855.19 ㎡	1人	3人	18台
	太田出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S54	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	450.79 ㎡ (20.89 ㎡)	1,512.60 ㎡	2人	2人	18台
	林出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S54	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	450.64 ㎡ (16.20 ㎡)	1,143.32 ㎡	1人	2人	13台
	三谷出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H23	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	649.32 ㎡ (25.47 ㎡)	2,159.00 ㎡	2人	1人	23台
	仏生山出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H8	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	650.97 ㎡ (35.02 ㎡)	1,470.85 ㎡	2人	2人	19台
	一宮出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H11	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造平家建	650.77 ㎡ (40.77 ㎡)	1,904.00 ㎡	2人	2人	27台
	多肥出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S50	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	450.68 ㎡ (12.12 ㎡)	1,490.74 ㎡	1人	3人	23台
（東部北地域）	牟礼支所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H24	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	1,449.97 ㎡ (264.29 ㎡)	4,962.30 ㎡	16人	1人	55台
	庵治支所	H8	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	3,274.71 ㎡ (375.42 ㎡)	8,539.08 ㎡	12人	2人	140台
	古高松出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H18	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造平家建	697.56 ㎡ (37.41 ㎡)	2,000.04 ㎡	2人	2人	28台
	屋島出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S50	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	450.42 ㎡ (19.50 ㎡)	1,826.71 ㎡	1人	3人	29台
（東部南地域）	山田支所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H2	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	651.00 ㎡ (72.18 ㎡)	1,852.81 ㎡	5人	5人	14台
	十河証明書取扱コーナー（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S55	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	400.86 ㎡ (33.60 ㎡)	1,251.97 ㎡	―	1人 (2人)	19台
	東植田証明書取扱コーナー（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S55	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	400.00 ㎡ (32.83 ㎡)	1,048.00 ㎡	―	(2人)	11台
	西植田証明書取扱コーナー（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S51	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	400.27 ㎡ (24.27 ㎡)	1,395.58 ㎡	―	(5人)	19台
	前田出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S57	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	459.53 ㎡ (17.88 ㎡)	1,913.86 ㎡	2人	1人	14台
	川添出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H10	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	671.30 ㎡ (41.50 ㎡)	1,515.05 ㎡	2人	2人	25台
（西部北地域）	香西出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H9	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	650.61 ㎡ (40.20 ㎡)	1,132.55 ㎡	1人	3人	15台
	弦打出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H10	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	673.48 ㎡ (39.51 ㎡)	2,480.77 ㎡	1人	3人	33台
	鬼無出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	S54	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建	460.49 ㎡ (20.00 ㎡)	1,524.67 ㎡	1人	2人	18台
	下笠居出張所（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	H21	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造平家建	703.75 ㎡ (30.69 ㎡)	2,021.28 ㎡	1人	2人	13台

名　　　称		建設年	構　造	建物延床面積 （事務室面積）	敷地面積	職員数		駐車 台数
						正　規	非正規	
（西部南地域）	国分寺支所	H1	鉄筋コンクリート造３階建	3,311.30 ㎡ (218.89 ㎡)	6,355.43 ㎡	18人	1人	63台
	川岡出張所 (コミュニティセンター)	S51	鉄筋コンクリート造２階建	450.23 ㎡ (15.00 ㎡)	1,244.00 ㎡	2人	1人	19台
	円座出張所 (コミュニティセンター)	S52	鉄筋コンクリート造２階建	483.03 ㎡ (29.22 ㎡)	1,403.76 ㎡	1人	3人	18台
	檀紙出張所 (コミュニティセンター)	H3	鉄筋コンクリート造２階建	450.17 ㎡ (15.97 ㎡)	2,336.00 ㎡	2人	1人	34台
（南部地域）	塩江支所 (コミュニティセンター)	S57	鉄筋コンクリート造２階建	3,086.68 ㎡ (390.00 ㎡)	6,479.97 ㎡	10人	—	25台
	塩江連絡事務所	H2	鉄筋コンクリート造２階建	86.10 ㎡ (34.20 ㎡)	420.14 ㎡	1人	1人	4台
	上西連絡事務所	H5	木造平家建	48.68 ㎡ (23.47 ㎡)	637.50 ㎡	1人	1人	7台
	香川支所	S52	鉄筋コンクリート造４階建	2,444.92 ㎡ (257.38 ㎡)	6,522.74 ㎡	16人	3人	108台
	香南支所 (コミュニティセンター)	H24	鉄筋コンクリート造平家建	901.89 ㎡ (85.85 ㎡)	6,449.91 ㎡	13人	1人	67台

（４）高松市都市計画マスタープラン～将来都市構造図～

『多核連携型コンパクト・エコシティ』

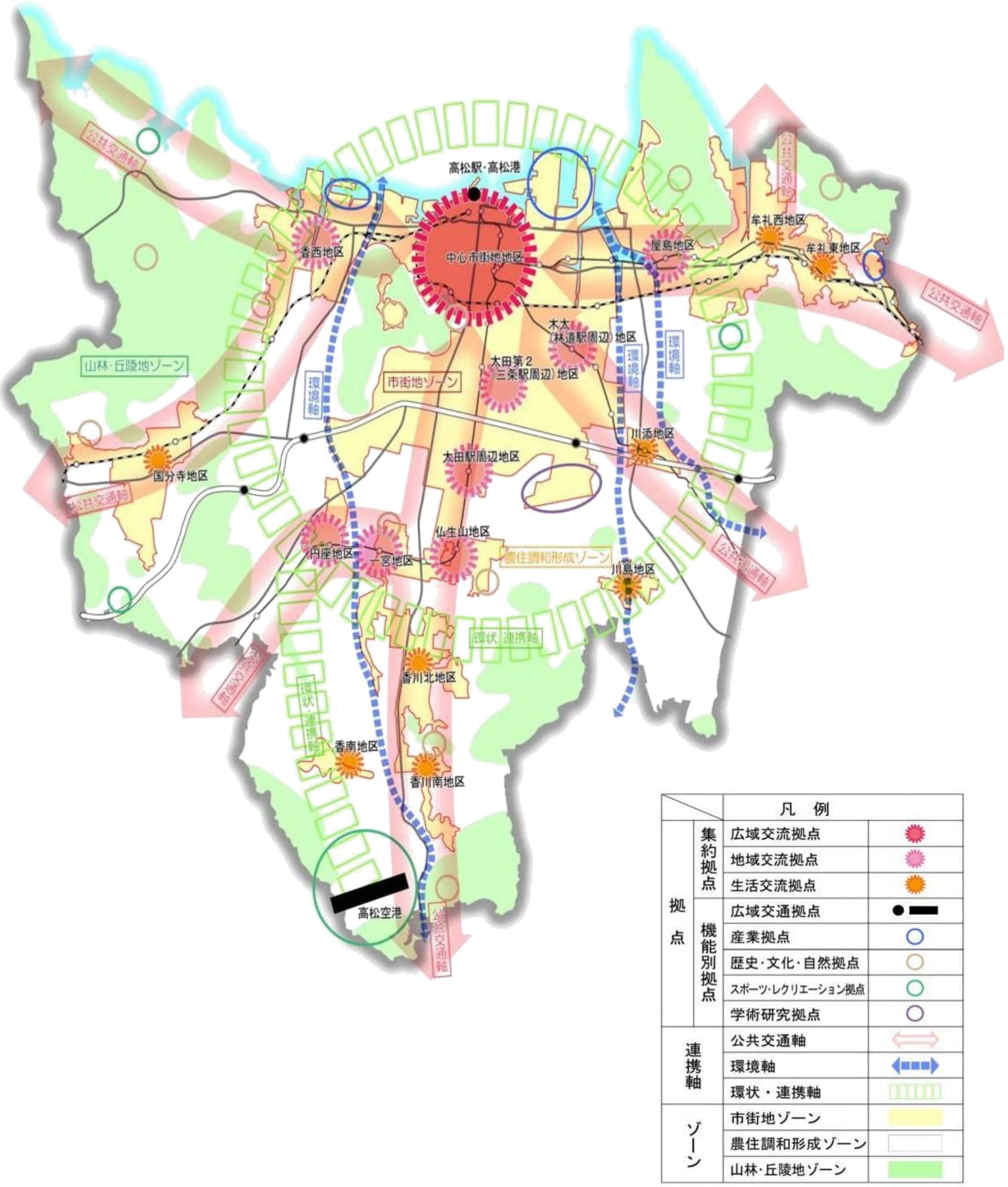

（５）香川県農業試験場跡地北側エリア整備計画　配置計画（案）

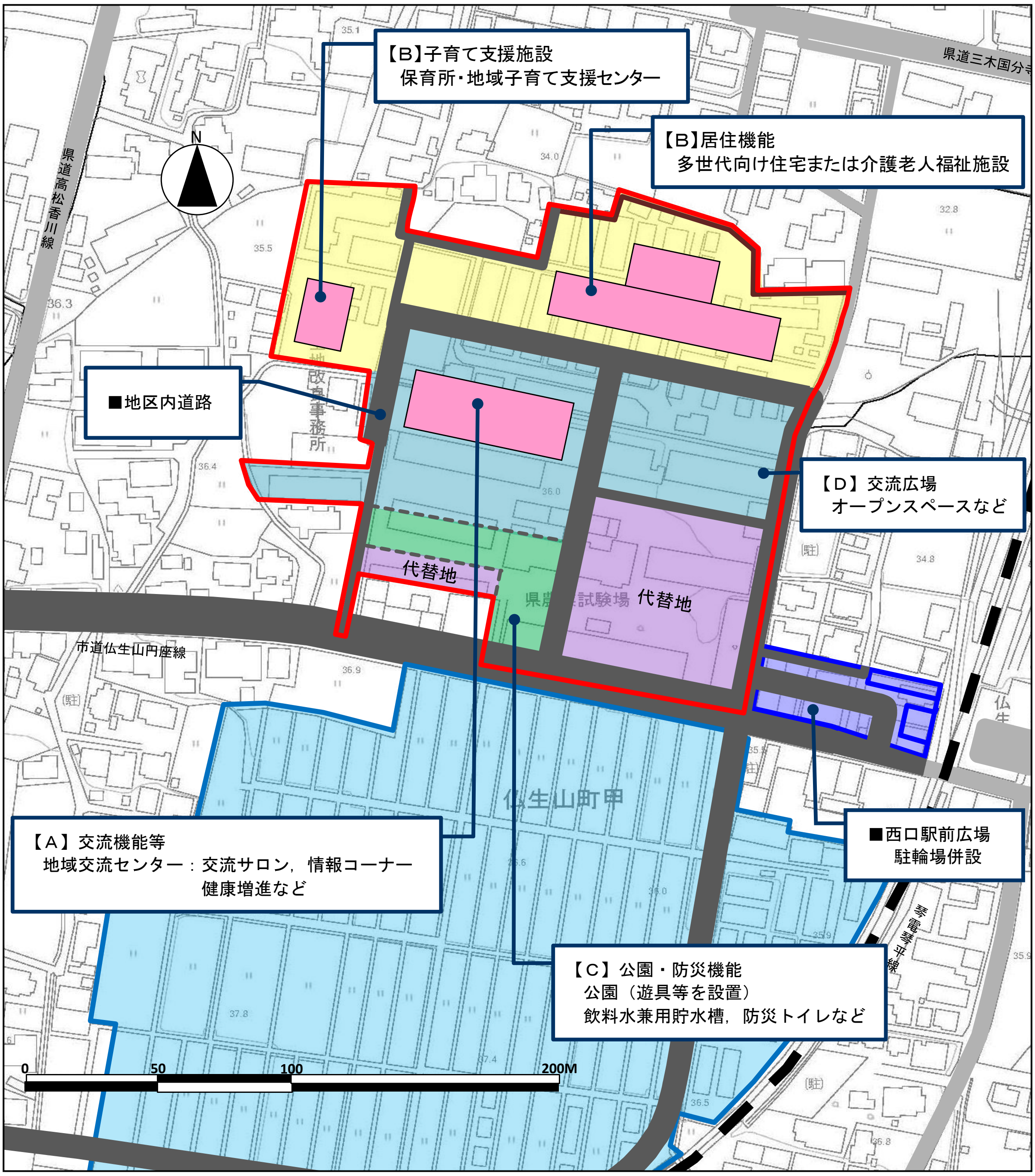

資料）香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画（H25.3）